

春日部市配水施設工事等による濁水発生に伴う損失補償に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、春日部市水道事業が実施する送水管又は配水管に伴う工事及び浄水場施設工事（以下「施設工事」という。）に起因する不測の事態（災害、漏水修繕等によるものは除く）により濁水が発生し、水道使用者等の所有する給水装置に支障が生じた場合、その復旧に要した費用等（水道料金及び下水道使用料を除く）の損失補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄水場施設 春日部市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置する浄水場の全ての施設をいう。
- (2) 送水管 管理者が設置する浄水場間を結ぶ管をいう。
- (3) 配水管 浄水場施設を起点とし、春日部市給水区域に配水するために布設した管（給水装置は除く）をいう。
- (4) 給水装置 春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号。以下「給水条例」という。）第3条に規定する給水管及び給水用具をいう。
- (5) 水道使用者等 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者をいう。

(損失補償の対象)

第3条 損失補償の対象となる濁水は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 施設工事によるもの。
- (2) 前1号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める場合。

(損失補償の対象機器等)

第4条 損失補償の対象となる機器は、濁水の流入により不具合が生じた給水装置等（管理者が特に必要と認めるものを含む）とする。

(損失補償の申請)

第5条 損失補償を受けようとする者は、濁水発生の状況等、施設工事との因果関係に関し管理者と協議、合意の上、次に定める書類等を添付して、管理者に申請することができる。

- (1) 春日部市濁水損失補償申請書（様式第1号）
- (2) 濁水解消のための修繕内容が分かる書類

(3) 施工状況写真

(4) その他管理者が特に必要とするもの

(損失補償契約の締結)

第6条 管理者は、前条の申請を受けたときは速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、春日部市濁水補償決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。